

議会四役記者会見及び正副議長記者会見について（報告）

このことについて、令和8年9月25日に行われた議会四役記者会見及び正副議長記者会見の発言要旨について、下記のとおり報告いたします。

記

議会四役記者会見

1 議会報告会について

- 堺市議会では、市民の皆様に対する説明責任を果たすとともに、市民の皆様との意見交換を通じて様々な市政課題の解決に取り組むことを目的として、毎年度、議会報告会を開催しており、今回で16回目となる。
- 議会報告会の開催方法は、議会力向上会議において協議を行い、市民の皆様にとって、より身近で開かれた議会をめざして、令和6年度から区役所で順次開催している。今年度は、東区と南区で開催することとしており、今年度の開催をもって、全区役所を一巡する。
- 開催日時は、令和8年11月21日（土）午後2時から2時間程度を予定している。
- 議会報告会は、2部構成としている。
- 第1部では、「議員による議会報告」として、参加者の皆様に議会の役割のほか、若者・子育てに関わる施策など、議会での審議内容を説明する動画を視聴いただく。
- 第2部では、「議員と参加者による意見交換会」として、参加者の皆様と議員が4つのテーブルに分かれ、各テーブルで関心のあるテーマについて意見交換を行う。
- 意見交換のテーマは、例えば「若者・子育て世代が住み続けたいと思うまち」や「市民の政治参画」を提示しているが、その他グループごとに関心のあるテーマでの意見交換も可能としている。
- 参加対象は、主に開催区内に在住・在学・在勤の40歳未満の方としているが、堺市内に在住・在学・在勤の方であれば、どなたでもお申込みいただける。
- 現在、参加者を募集しているので、多くの方のご参加をお待ちしている。
- 参加者の募集に当たっては、「議会報告会当日の参加者や報道関係者等による写真・動画撮影、録音を許可する扱いであること」、「SNS等への発信の際は、プライバシーに配慮すること」をあらかじめお知らせしたうえで募集を行っているので、ご留意いただきたい。
- 子育て世代の方が参加しやすいよう、先着順ではあるが、託児サービスも用意している。
- 傍聴は、各区とも10席を用意しており、事前の申込不要で、当日直接会場にお越しいただければ、どなたでも自由に傍聴いただける。
- 議員との意見交換には参加できないが、その様子を傍聴席からご覧いただけるので、ご家族やご友人の方などのたくさんのご来場をお待ちしている。
- 報道機関の皆様には、ぜひとも広く報道いただき、参加者の募集にご協力を賜りたい。また、議会報告会当日の取材も併せてご協力を賜りたい。
- 本市議会としては、今回の議会報告会を通して、普段なかなか聞くことができない若者・子育て

世代の生の声を聞き、今後の議会での議論や政策立案に生かしたいと考えている。また、政治、や行政、選挙への関心を高めていただくことで、より多くの若者の政治参画につながることを期待している。

正副議長記者会見

1 定例会の総括について

- 今期定例会は、令和8年8月17日から9月25日までの40日間の会期で開催した。
- 市長から提出された案件は、人事案件を含め、計28件を可決した。
- 議員提出議案について、条例は、「堺市議会ハラスメント防止条例」を可決した。意見書は、「化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書」等計3件を可決した。
- 今期定例会で可決した議案数は全部で32件となった。

【議員提出議案 堺市議会ハラスメント防止条例について】

- 本条例については、令和6年2月14日の議会運営委員会において制定に向けての議論を進めるべきという提案があり、条文等の検討を議会運営委員会、また、議会力向上会議において、この2年間議論を重ねてきた。
- 5月定例会の会見でも申し上げたが、私が議長に就任して以来、実際に議会事務の統理者として、議会局職員からヒアリングする中で、議員からある種の圧力、あるいはハラスメントに該当すると思われる事例があったという認識を聞いた。これは大変重大な事態だと受け止めて、6.12議長談話を発表した。
- その後、この発表を受けて、議会運営委員会の正副委員長に非常に懸命に条例案の策定に取り組んでいただき、そして今回の条例案提案に至った。

内容は、まず第1条をご覧くださいましたらお分かりのように、この条例では、議員と職員が個人としての尊厳を相互に尊重し合い、議員間あるいは議員と職員との間のハラスメントを防止し、それを根絶するための措置を講じることで市民から信頼される堺市議会をつくることを目的としている。

ハラスメントの内容は、第2条の定義で記載しており、いわゆるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、さらには妊娠、出産、育児に関するいわゆるマタハラまたは介護に関するハラスメントの他に、第2条第5号に記載しているように、その他のハラスメント、誹謗中傷、風評等により相手方の人権を侵害し、不快にさせ、または当該相手方の勤務環境を害するような行為、これらの全てのハラスメントを対象とすることを規定している。

第3条では、適用範囲を明示しており、議員から職員へのハラスメント、あるいは議員間におけるハラスメント、さらに職員から議員に対するハラスメント、ここは少し議論を呼んだところではあるが、この3つのハラスメントを対象にしている。

第7条にハラスメント相談窓口の設置について記載している。この条例により、弁護士その他のハラスメントに関する専門的な知識経験を有する方を相談員として相談窓口を常設する構造にしている。

そして、第2項にハラスメント被害を申し出た者は、この相談窓口で相談ができるという仕組みにしており、さらに相談員は相談を受けて、ハラスメントを行った人やその他関係者から、事

情の聴取をする、あるいは必要な調査を行うことができることを規定している。そして、その調査結果に基づき議長に報告するという仕組みにしている。

- 第 11 条では、議長は、申立人の報告を受けて相談員からの報告を受けた結果、もしその申立人いわゆる加害者の方が議員の場合は、その被害防止措置を講ずる。職員の場合は、第 3 項に規定しているが、任命権者に対して必要な措置を講ずるよう要請するという仕組みにしている。

第 2 項では、もしも被申立人が被害防止措置に応じない場合は、その氏名等を公表することができる規定にもなっている。

この措置及び公表については、ハラスメント審査会の議を経ることを条例で決めている。審査会での決定については条例で、その審査会の構成については施行規則で定めており、議会運営委員会の構成を基本に、議長及び副議長、（交渉会派の）各会派を代表する議員、非交渉会派等から 1 名が入る構造になっている。以上が審査会の概要である。

規則も配布しており、併せてご覧いただきたい。

- 本条例は、10 月 1 日から施行する。条例の制定により、今後とも堺市議会からハラスメントを決して生じさせないという決意で取り組むので、ぜひとも皆さん方のご協力を賜りたい。
- 今定例会での審議については、本条例は大阪維新の会堺市議会議員団、公明党堺市議団、自由民主党堺市議会議員団、日本共産党堺市議会議員団から提出されたものであり、8 月 26 日の本会議、9 月 16 日の総務財政委員会の審議を経て、本日の本会議において全会一致で可決された。

【令和 7 年度各会計決算の認定について】

- 8 月 26 日に令和 7 年度決算審査特別委員会を設置し、付託された各会計決算議案 9 件について 9 月 11 日まで審議を行い、9 月 25 日の本会議において各会計決算議案を認定した。
- 令和 7 年度決算は、一般会計の実質収支は 74 億円で 46 年連続の黒字となり、単年度収支は、1 億 1,000 万円で昨年度に引き続き黒字となった。また、特別会計・企業会計について、実質収支は収支均衡が図られ、資金余剰額も黒字を確保している。
- 一方、財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から 5 ポイント減少し、98.5%と改善したもの、依然として高い水準である。
- 今後は、公共施設等の大規模な財政需要を見据え、将来世代へ負担を先送りすることなく、市民サービスの充実・強化を図るためにも、EBPM や KPI に基づく事業評価を徹底するとともに、税源涵養につながる企業投資の誘導や産業振興に取り組むことで必要な財源を確保するなど、将来にわたり持続可能な財政運営を行うことが必要である。
- 議会としても、より一層、監視機能を強化するとともに、引き続き、真摯な議論を重ねてまいりたいと考えている。

【令和 8 年度堺市一般会計補正予算（第 2 号、第 3 号）について】

- 令和 8 年度堺市一般会計補正予算（第 2 号）は、物価高騰の影響を受けやすい市民や事業者への支援を行うため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して支援を行うものである。
- 市民への支援策として、児童扶養手当受給世帯に対するギフト券の支給や、歳末生活困窮者緊急相談会を通じた生活支援を行うものである。
- また、事業者への支援として、こども食堂に対するプリペイドカードの支給や、農業者に対する

支援金の支給、中小企業者に対する保証料の全額補助を行うものである。

- 本件は、8月17日の初日本会議において可決された。
- 令和8年度堺市一般会計補正予算（第3号）の主な内容は、国の生活保護基準の引き下げを違法とした最高裁判決を受けた生活保護受給者と過去に生活保護を受給していた方への追加支給、令和8年4月の改正道路交通法を踏まえた路面標示等により安全な自転車通行環境の整備費用、税総合電算システムの改修、のびやか健康館の中央監視制御設備の更新工事などである。
- 本件は、本会議や常任委員会の審議を経て、本日の本会議において可決された。

2 記者からの質問に答えて

議会四役記者会見

- Q 定員が20名程度で申し込み多数の場合、対象者①（主に開催区内在住・在学・在勤の40歳未満の方）を優先とあるが、対象者①の方が多く応募された場合はどう選ぶのか。

A（委員長）

主に対象者①の方が多数来られた場合は、可能であれば会場のキャパシティ次第で全員に参加してもらいたいのが本音ではある。東区の会議室と南区の会議室の広さを踏まえ今回20名程度としている。

本庁舎で実施した際も、隣の机の音が混ざり合い聞こえにくさがあったので、20名程度で考えている。

できればくじ等は行わない方がいいが、対象者①の方を優先するように考えており、昨年度のデータを参考までに申し上げますと、令和7年度は、堺区在住・在勤・在学の40歳未満の方が実は3名、それ以外の方が17名で計20名という状況だった。

また、西区では、西区在住・在勤・在学の40歳未満の方が3名、それ以外の方が11名、計14名という状況だった。

また、美原区では、美原区在住・在勤・在学の40歳未満の方が6名、それ以外の方が12名という状況だった。

令和6年度は、30代までの方としており、中区在住・在勤・在学の30代までの方が5名、それ以外の方が13名の計18名。北区では、北区在住・在勤・在学の30代までの方は6名、それ以外の方が8名の計14名だったので、おそらく20名程度募集であふれることはないのではないかと想定している。

- Q 紙面で募集の記事を書く場合、もしあふれた場合を想定して先着順などと記載するがそういった点はどうか。

A（議政局）

まず対象者①の方が優先的に参加いただき、何人あふれてしまうか等、その時々状況により議会4役で相談・協議を行うものと考えており、今のところは決まっていない。

正副議長記者会見

- Q ハラスメント条例の中身と被害防止措置の公表は議会でも質問が出ていた部分だと思うが、被申立人が被害防止措置に応じないときは、議長が公表できるとされている部分について、被申立

人が応じないというのは争いになっていたり、事実認定について少なくとも加害者とみられる被申立人が事実と認めていなかったりすることが考えられると思う。その場合、本当に被申立人の言い分が合っていて申立人の主張が誤解だったということがあると思うが、その際の公表について懸念を示されている議員もおられたと思うが、どのように配慮された条例になっているのか。

A（議長）

まず、氏名の公表に至るまで、いくつかの措置（勧告等）があり、そういう措置に、申し立てられた、いわゆる加害者が応じない、どうしても応じないという場合に公表するという経過になっているということ、それからもう一つは、あくまで審査会の議を経てということになっているので、審査会で公表することを決定しなければ、議長が恣意的に公表することはもちろんできない。

また、審査会の審査にあたっては、必要があれば、本当に公表すべきものであるかどうか、弁護士等の専門家の意見を聞くとしている。規則において、審査会の構成員の誰か1人でも意見を聞くべきだという主張があれば、意見を聞くということにしているので、加害者側が一方的に言うことを議会側が恣意的に遮断することはあり得ないだろう、それで防止できるだろうと思っている。

公表に至るまでの措置は、注意喚起、中止を求める、勧告の3段階の措置を規則で定めている。

Q 他市町村の議会よりも議長の権限が大きい条例かと思うが、そこに込めた思いがあれば伺いたい。

A（議長）

議長の権限が大きいとおっしゃるのがどの部分を指しているのか分からないが、議長は議会の代表として議会行政を執行するという立場にあるのであって、議長が独断で何かを行うという規定には全くなっていない。

全て審査会の議を経てということになっているので、その懸念は当たらないと思うが、もし条例上何かこの部分がというご指摘があれば教えていただきたい。

Q 指摘ではなく、ハラスメント審査会の議を経なければならないという事例があるので、十分にその辺りは担保されているのかなと思いつつ、被害防止措置のところも「議長は」となっており、議会として決めるのではなく、議長が決める部分が大きいのかなと思った。議会とか議会の委員会とか議員構成対応とせずに「議長は」とされたところが多いように思う。

A（議長）

「議長が」と書いてあるところは、議長がこの条例を執行する立場で書かれているわけで、先ほど申し上げたとおり独断で行えるわけではなく、全ての措置についても、氏名の公表等についても、審査会という一つの合議体、各会派の代表者等によって構成される合議体で決定された事項に基づいて議長が執行するということでご理解いただければと思う。

Q 先ほど議長から、この条例に関する議論が令和6年から始まったという説明があったが、当時何か直接の議論を始めなければならないようなきっかけがあったのか。

A（議長）

ハラスメントに関する事象が起こったという意味ではなく、大阪市会の方でもその頃議論が始まったという経過があり、その前に大阪府のハラスメント条例が制定されていることもあり、その機運の中で堺市議会でもこういうことについて議論をしようという声が上がったと理解して

いる。

Q その際、実際に職員の方などから聞き取ってハラスメントにあたるような事案がいくつか確認されたということか。

A（議長）

5 月定例会の記者会見で申し上げたように、私が議長に就任した後、議会局の職員から様々な事務のヒアリングを行う中で、議会局職員が実際に議員との関係において何がしかの圧力を感じるような思いがあったということを聞いた。

具体的なことは、ハラスメント認定されたわけではないので申し上げるわけにはいかないが、そういったことがあった。

それからあえて申し上げますと、この議論をしている最中も、議会運営委員会で申し上げたが、例えば直接の当事者でない議会局の職員へ長時間にわたって質問を行い、しかもそれが定めた勤務時間を超えるという事態があった。

議長としてそのことについては、議会運営委員会で表明いたしましたし、それから、ある委員会で議員の発言を巡って、少し当該委員会の責任者の方からその議員に対して注意を行わなければならない事態もあった。

いずれにしても、全てハラスメントと誰かが認定したわけでも何でもございませんし、ただやはり我々がこの条例を審議している最中であつたので、注意をしようという心がけで積極的に委員会の責任者が働きかけていただいたものだとして理解している。

Q この条例では、首長のハラスメントは対象になっていないと思う。昨今のハラスメントの問題でいうと例えば横浜市や福井県の首長のハラスメントというのが全国的にかなり大きく見られている。

今回この議論を2年以上行われる中で堺市長のハラスメント防止のためにどうするべきかという議論は行われなかったのか。

A（議長）

首長のハラスメントについては、議会での議論では上がっていない。また、本件については、議員が主に自分達がどう議会を律していくのかという、そういう立場の議論をしているため、首長のハラスメントに関しては執行機関において議論されるべきではないかと私は思っている。

失礼しました。私の認識違いで特別職も含まれている。

Q それは被害者としての特別職か。加害者としての特別職ということか。

A（議会局）

職員の定義については、特別職を含んでおり、今回、議員から職員、職員から議員のハラスメントを対象にしているので、職員には特別職も含むと考えていただければと思う。

（議長）

職員から議員に対するハラスメントであって、首長が職員に対するハラスメントは含まれていないということでご理解いただきたい。

あくまでも議員との関係において、もし首長が議員にハラスメントをするようなことがあれば、それは含まれるということである。

Q 職員に対する特別職からのハラスメントは今回の条例の対象外ということか。

A（議長）

それは、我々だけでは議論しがたいところがある。

Q 自由民主党堺市議会議員団、大阪維新の会堺市議会議員団、日本共産党堺市議会議員団、公明党堺市議団からの提案とのことだが、審議が始められた令和6年のタイミングでこの4会派から提案があったということか。

A（議長）

令和6年の段階では、大阪維新の会堺市議会議員団の議員から発言があり、その後、議会運営委員会あるいは議会力向上会議で全会派が入って議論をしてきた。それがこの2年間続き、実は昨年度1年間はほとんど議論されなかったが、今回、私が議長就任後、6・12の議長談話の発表になることがあり、その後、議会運営委員会の委員長と副委員長が非常に精力的にこの条例案を作成し、議会運営委員会に諮り、その結果、先ほどの4会派の議員が自分たちから提案しようとなり提案された。

Q 大阪府下で同様の条例はどのようなになっているのか制定状況が分かれば教えてもらいたい。

A（議会局）

大阪府下におきましては、大阪府及び府下の6市町村で既に条例が制定済み。大阪府及び忠岡町、池田市、岬町、大阪市、羽曳野市、交野市である。

Q 今回、堺市議会で設けた条例は、他の自治体と比べてより厳しいのか、それとも大体同じような内容なのか、堺市議会で今回定められた条例の特徴や特色があれば教えていただきたい。

例えば、加害者の氏名を公表する部分も他の自治体の条例にも設けられているのか。

A（議会局）

被害防止措置の内容については、概ね全国の市議会の条例で同じような形になっており、特徴的な部分で言うと、例えば先ほど申し上げたように職員から議員へのハラスメントを対象としているところであり、そうしているものは比較的少ないと思う。大阪府下でいうと羽曳野市が同一の状況になっている。構成については大体同様の形と思う。

Q 資料5、6には「案」がついているが、これはもう案は取れたという理解でいいのか。

A（議長）

本日の本会議で全会一致で成立した。

Q 本日、全会一致の出席議員は何人か。

A（議会局）

出席者は46人であるが、議長は表決に含まないので、表決できる人数は45人。

施行規則については、公布を予定しているのが9月28日なので案が取れるのは28日以降となる。10月1日施行だが、公布は9月28日となる。

（議長）

ちなみに施行規則は、議会運営委員会の決定に基づき議長が決裁することで成立する。

Q 条例自体の公布が9月28日、10月1日か。

A（議会局）

条例と施行規則ともに、公布は9月28日、施行日が10月1日となる。